

ひょうご楽市楽座協賛実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「ひょうご楽市楽座」の協賛について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、協賛とは、「ひょうご楽市楽座」の趣旨に賛同する団体等が、「ひょうご楽市楽座」の運営に要する資金、物品又は役務の提供を行うことをいう。

2 この要領において、協賛金とは、前項の資金のことをいう。

3 この要領において、協賛品等とは、同条第1項の物品又は役務のことをいう。

4 この要領において、協賛者とは、同条第2項の協賛金又は同条第3項の協賛品等の提供を行う者のことをいう。

(協賛の使途)

第3条 協賛金及び協賛品等は「ひょうご楽市楽座」の経費に使用し、目的外の使途には使用しないものとする。

(募集期間)

第4条 募集期間は、令和6年12月27日から令和7年10月12日までとする。

2 県は必要に応じて、前項の期間を延長することができる。

(協賛の申込み)

第5条 協賛金又は協賛品等の提供を申し込む企業・団体等（以下「申込者」という。）は、兵庫県所定の協賛申込書を知事に提出しなければならない。なお、協賛品等の提供を申し込む場合は、協賛内容が確認できる計画書、見積書、仕様書等を添付するものとする。

2 前項の協賛申込書を提出した時点で、申込者は本要領を承諾しているものとする。

3 第2条第3項に規定する協賛品等は、別表1に掲げる「協賛品等の例示」を参考とし、具体的な内容及び条件等は県と申込者が協議のうえ決定するものとする。

(協賛の基準)

第6条 協賛者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、県は協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする。

(1) 法令に違反する場合又はその恐れがある場合

(2) 申込者又はその役員、従業員が暴力団等であると判断される場合

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止期間中の者または不利益処分を受けている者

(4) 会社更生法または民事再生法による再生または更生の手続き中の者

(5) 県税を滞納している者

(6) その存在や活動実態が明確でない団体

- (7) 協賛者が個人（消費税法第2条第3号に規定する個人事業者を除く）の場合
- (8) 協賛の受け入れにより本業務、名誉、信用に支障が生じるとき、または本事業の目的の達成に資するものではないと判断される者

（協賛の承諾等）

第7条 知事は、前条の申込を承諾する場合は、その旨を申込者に通知するものとする。

- 2 知事は、承諾書が申込者に届いた時点で協賛の申込みが成立するものとする。
- 3 協賛の承諾後、協賛者が前条のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知する。

（協賛金の額及び協賛品等に応じた宣伝等の機会）

第8条 協賛金の額とそれに伴う宣伝等の機会については、別表2のとおりとする。

- 2 協賛品等とそれに伴う宣伝等の機会については、協賛するために要した費用相当額（金銭換算相当額）に応じて、別表2に定める宣伝等の機会を提供することとする。
- 3 前項の費用相当額を算出することが困難な場合は県と申込者が協議して、別表2に定める宣伝等の機会を決定する。
- 4 県は別表2に規定する宣伝等の機会のほかに、必要に応じて、新たに宣伝等の機会を追加できるものとする。

（協賛金の納付等）

第9条 知事は、協賛金の申込みを承諾したときは、金額、振込口座等を明示した請求書を協賛者に送付するものとする。

- 2 協賛金の納付は、一括前納により兵庫県の指定する銀行口座への振込みまたは県の発行する納入通知書による納付とし、振込に要する手数料等は協賛者負担とする。
- 3 知事は、協賛金を受領したときは、協賛者に受領書を交付するものとする。ただし、協賛者から受領書発行の申し出があった場合を除き、口座振込の控えまたは納付書の領収証書をもって受領書の発行に代えることができる。

（協賛品等の受納等）

第10条 協賛品等の受納について、協賛承諾書の通知を受けた申込者が、県が指定する方法により協賛品等を納品又は実施することによって行うものとする。

- 2 協賛による物品の規格、色、デザインは県と申込者が協議のうえ、決定するものとする。
- 3 協賛品等の納品又は実施等に要する運送料、人件費等は協賛者負担とする。
- 4 知事は、協賛品等を受領したときは、協賛者に受領書を交付するものとする。

（協賛の取り下げ）

第11条 協賛者は自己の都合により、協賛を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により協賛を取り下げるときは、協賛者は書面により知事に申し出なければ

ならない。

- 3 第1項の規定により協賛を取り下げた場合は、納付済みの協賛金及び協賛品等は返還しない。

(不可抗力等)

第12条 天変地異、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病、法令等の制定または改廃、公権力の行使、その他知事及び協賛者の責めに帰すことのできない理由により、「ひょうご楽市楽座」の一部若しくは全部の実施が不可能となった場合であっても、知事及び協賛者は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月18日から施行する。

(別表1 第5条関係 協賛品等の例示)

(1) 物品による協賛

区分	物品内容
消耗品	飲料品 (清涼飲料水、ノンアルコール飲料)、スタッフ及び来場者へ配布する熱中症対策備品、救護備品、発電機燃料 など
什器類	ステージ用モニター・音響機材、自立式デジタルサイネージ、夜間使用できる子ども用遊具 (光る遊具、インタラクティブ遊具)、消火器 など

(2) 役務の提供による協賛

区分	役務内容
広告掲示	協賛者が所管する広報媒体及び広告物掲示場所等の提供 (例：電車、バス、駅、空港などにおける交通広告、商業施設・商店街などにおける屋外広告物、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等のマスメディア広告等)
人的支援	ステージ司会業務、音響スタッフ派遣 (ステージでの音楽催事がある日のみ)、外国語対応スタッフ など

(別表2 第8条関係 協賛による特典一覧)

協賛金の額	宣伝等の機会	
	50万円以上	5万円以上 50万円未満
会場照明タワーイントレへの企業・団体名掲載	○	×
HP、SNSへの企業・団体バナーの掲載	○ (大)	○ (小)

【留意事項】

- ※1 ひょうご楽市楽座に出店・出演する団体等からの協賛品等の提供は上記特典の対象外とする。
- ※2 同一団体等から協賛金と協賛品等の両種類の申込みがあった場合は、協賛金と協賛品等の金銭換算相当額を合算した金額に応じ、特典を提供する。